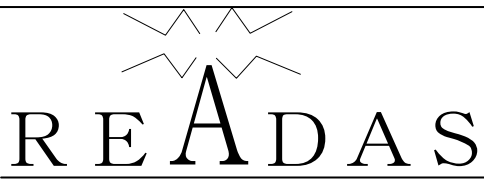


第 5105 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 11月 11日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 医療法人の持分と基金

Q：医療法人の持分と基金拠出型医療法人の基金の相続税の評価は違うそうですが、どのように違うのですか？

A：次のように違います。

【解説】

医療法人に対して出資をした者には、財産権（退社時の持分の払戻請求権と解散時の残余財産の分配請求権）が与えられます。

医療法人の持分とは、出資者の出資額に応じたこれらの財産権を指します。

持分の相続税評価は、一般の株式と性格が似ていることから、株式の評価方法に準じて評価することとなっていますので、法人の規模の区分に応じて、類似業種比準方式又は純資産価額方式に準じて評価することになります。

一方、基金拠出型医療法人の基金は、持分がない医療法人に拠出した金銭等で、医療法人が拠出者に対して返還義務を負うものとされていますことから、税務では、剰余金等の配当請求権や残余財産の分配請求権等のない基金は、医療法人の債務として扱うこととされています。

したがって、拠出者については、債権となりますので、本来であれば、貸付金等に類するものとして評価（元本の価額と利息の価額の合計額）するところなのですが、医療法において、基金の返還に係る債権には利息を付すことはできないとされていますことから、元本の価額のみで評価することになります。

